

一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請にかかる 法令試験問題

令和7年12月9日（火）

注意事項

1. 試験時間は14時00分～14時50分です。
2. 解答は問題用紙の解答欄に記入して下さい。
3. 開始時間までは、問題は開かないで下さい。
4. 運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5. 筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6. 質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していくこととなります。なお、試験は不合格となります。
8. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源は切って下さい。
9. 試験会場は禁煙です。
10. 試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者に迷惑とならないように静かに退場して下さい。

内閣府沖縄総合事務局

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験実施日 : 令和7年12月9日

受験者名 : (事業者名)

(氏名)

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（　　）を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

(道路運送法第7条)

答. 5年

2. 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者として法令で定められている者を1つ記入しなさい。

(運輸規則第36条)

日々雇い入れられる者、二ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者、14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者

答.

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指導を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならないが、その運行指示書に記載しなければならない事項として法令で定められているものを1つ正確に記入して下さい。

(運輸規則第28条の2)

運行の開始及び終了の地点及び日時、乗務員の氏名、運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時、旅客が乗車する区間、運行に際して注意を要する箇所の位置、運送契約の相手方の氏名又は名称他

答.

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を()内に記入して下さい。

(○) 1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 (道路運送法第22条の2)

(○) 2. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省

令で定める輸送の安全にかかる情報を公表しなければならない。

(道路運送法第29条)

- (×) 3. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が火災を起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。 (事故報告規則第2条)
- (○) 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。 (運輸規則第15条)
- (×) 5. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者を除く）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 (道路運送法第38条)
- (○) 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。 (運輸規則第16条)
- (×) 7. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。 (道路運送法第3条)
- (×) 8. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対しては、たとえその申し出た者がどのような者であったとしても、遅滞なく、弁明しなければならない。 (運輸規則第3条)
- (○) 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び、交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。 (運輸規則第28条)
- (○) 10. 旅客自動車運送事業者は乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又は補助をすることが出来ないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 (運輸規則第21条)
- (×) 11. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から三十日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。 (道路運送車両法第52条)
- (×) 12. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。 (道路運送車両法施行規則第32条)
- (○) 13. 自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。 (道路運送車両法第48条)
- (○) 14. 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。 (道路運送車両法第12条)
- (○) 15. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 (道路運送法第10条)

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が（ ケ ）で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる（ ス ）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を（ キ ）において（ ア ）保存しなければならない。 (運輸規則第38条)

| | | | | |
|--------|--------|---------|-------|----------|
| ア. 三年間 | イ. 一年間 | ウ. 経路 | エ. 教育 | オ. 旅客の利便 |
| カ. 報告 | キ. 営業所 | ク. 精神 | ケ. 告示 | コ. 電子媒体 |
| サ. 車庫 | シ. 基準 | ス. 運転技術 | セ. 通達 | ソ. 指導監督 |

2. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して対面、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により（ ク ）を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

一 道路運送車両法の規定による（ キ ）又はその確認
二 ②運転者に対しては、（ カ ）の有無
三 運転者に対しては、疾病、疲労、（ シ ）その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
四 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認 (運輸規則第24条)

| | | | | |
|-----------|----------|-------|--------|----------|
| ア. 自動車の登録 | イ. 運行指示書 | ウ. 他社 | エ. 事故歴 | オ. 運動不足 |
| カ. 酒気帯び | キ. 点検の実施 | ク. 点呼 | ケ. 教育 | コ. 指導監督 |
| サ. 健康診断 | シ. 睡眠不足 | ス. 指示 | セ. 経路 | ソ. 安全な運転 |

3. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した（ オ ）時期に国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、（ ク ）の作動その他の（ カ ）に点検すべき事項について、（ ケ ）により自動車を点検しなければならない。 (道路運送車両法第47条の2)

| | | | | |
|--------|---------|---------|----------|---------|
| ア. 厳格 | イ. 乗降装置 | ウ. 特定日 | エ. 定期的 | オ. 適切な |
| カ. 日常的 | キ. 事故 | ク. 制動装置 | ケ. 目視等 | コ. 点検等 |
| サ. 状態 | シ. 異音 | ス. 迅速 | セ. 整備管理者 | ソ. 保安基準 |